

## 第2 提言(案)

### 2 経済的支援の内容に関するもの

#### (1) 経済的支援の内容はいかにあるべきか

##### カウンセリング費用について

犯罪被害による心理的外傷を原因とし、深刻な精神的被害(以下「精神的被害」という。)を受けた犯罪被害者等に対するカウンセリングに係る費用については、以下について特に配慮する必要がある。

精神的被害に有効な治療が、犯罪被害者等に広く施されるために、精神的被害に対する先進的な療法が保険診療の適用となるよう、その拡大に努めるとともに、既に保険診療の適用となっている療法については、その実施が一層促進されるよう、実状に応じて診療報酬評価を向上させるなどし、また、対応可能な精神科医、臨床心理士心理職及び犯罪被害相談員の増加を図るなどの取組を実施・強化する。

また、臨床心理士心理職及び犯罪被害相談員等による早期支援段階でのカウンセリングについても、都道府県における予算措置が確実になされ、さらには、早期支援後も継続してカウンセリングが受けられるような予算措置の拡大がなされていくよう、国において、情報提供・啓発等の取組を行う必要がある。

なお、支援の対象については、犯罪被害者本人のほか、家族(遺族)等に対するカウンセリングの必要性、重要性にも着目する必要がある。

#### 【修文理由】

臨床心理士は日本臨床心理士資格認定協会が出している認定制度であり、国家資格ではない。そうであれば、都道府県公安委員会指定の「犯罪被害相談員」も同等に扱われるのが妥当だと考えるため。

### 3 経済的支援の手続、給付方法、管理・運営、法形式に関するもの

#### (2) 給付方法はいかにあるべきか

##### 年金型の給付

給付は、一時金とする。

~~ただし、一時金支給額の範囲内で、分割的支給を行い得るような運用を検討すべきである。~~

#### 【修文理由】

立ち直り支援としては一時金の方が適切であると考えられ、また、自賠法が一時金で支払われることとの均衡からも、給付金は一時金とすることが必要である。

第12回検討会で、一部の構成員から、児童虐待の場合など被害者に補償することが加害者(親)を利する場合には分割払いとすべきではないかとの意見があったが、支給された給付金が受給者にとって適切に使用されないおそれが

あるのであれば、一時金払いにせよ、分割払いにせよ支払方法を変えることで問題の解決とはならない。

むしろ、未成年者の財産管理権は、一般的には親権者に属するとされているが、親権者が親権を濫用し、又は著しく不行跡にあるときは、家庭裁判所が、親族、検察官又は児童相談所長の請求により、親権を喪失させ、新たな親権者や未成年後見人を選任することができ、これらの者に未成年者の財産の適正な管理を行わせることができることから、未成年者に犯給金が支給された場合に、犯罪被害者等給付金のみを他の財産と分離して別個に取り扱うよりは、犯罪被害者等給付金に限らず未成年者の財産全体の適正な管理を確保するため、こうした民法上の制度を活用して、適切な親権者や未成年後見人を選任することが必要かつ合理的である。（成年で自らの財産を管理できない者についても、別途、成年後見人制度があり、未成年者と同様、給付金を含め財産全体の適正な管理を確保すべきである。）

ちなみに、第12回検討会で分割払いが行われているとの話があった英国の制度については、犯罪被害者補償審査会からは受取人に一時金として支払いが行われており、同審査会が分割支給しているわけではない。一時金を受けとった受取人が、信託受託者となり、分割して申請者に支払っているものと承知している。一時金として支払われた給付金を、その後、どう管理するかについては、我が国においては、先に述べたように、民法上の既存の制度を活用することが適当であると考えられる。

#### 仮給付

現状よりも迅速に本給付及び仮給付を行うことができるよう運用改善に努めるべきであるが、迅速な給付に努めたとしても、犯罪被害事実、被害者等の帰責事由等の調査認定には所要の期間を要することから、改善の検討を行う一方、現行の仮給付金の支給制度の運用の拡充を検討し、給付金の速やかな支給により、犯罪被害者等の被害直後の生活がスムーズに回復するよう支援すべきである。また、犯罪被害者等に身近な地方公共団体により、当座必要な資金を犯罪被害者等に貸与・給付する制度の創設が推進されるよう、国において、情報提供・啓発等の取組を行う必要がある。

#### 【修文理由】

本給付及び仮給付の迅速化のための運用改善には引き続き努めていくこととしているが、給付要件の判断に必要な、犯罪被害事実、被害者の帰責事由等の調査認定事務を省略することはできず、これらの調査認定には所要の期間を要するところであり、また、申請件数が増加傾向にある中で、「被害直後の生活の回復」に結びつくような迅速化は困難であること、また、地方自治体によっては、犯罪被害者等に当座必要な資金の貸付や見舞金を給付しているところがあり、こうした施策を推進した方が犯罪被害者等の被害直後の生活がスムーズな回復の支援に資すると考えられることから、上記の修文を行ったものである。

### 【上記警察庁修文に対する意見】

年金型の給付で述べている「立ち直り支援としては一時金が適切」というのは、すなわち早い時期の支給が被害回復の意味からも必要ということだと考える。支給まで時間がかかるのが明らかなのであれば、早い時期に仮給付できる制度を検討することが急務であると考えます。自治体が給付を行っている所は少なく、給付額も少額である。その上、給付金も時間がかかるとなると被害者の心理的苦痛は深まり警察に対する信頼感も損なうものと考えます。

## 6 併せて検討することとされているもの

### (2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

公費による弁護士選任（被害直後から）、損害賠償費用の補償

民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者（加害者）側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でない。

また、日本司法支援センターにおいては、資力の乏しい犯罪被害者等に対しては、民事法律扶助事業により、無料の法律相談や加害者に対する損害賠償請求に当たっての弁護士費用の立替え等の支援を行っている。

刑事の面については、警察・検察において、基本的な質問・相談に応ずることができ、それでは足りず弁護士による対応が不可欠なニーズがどれほどあるか自体が不明であって、被害直後から公費によって弁護士を選任することに国民の理解は得られない。しかし、刑事の面については、「犯罪被害者等基本計画」によると、検察官とコミュニケーションを図る、となっているが実際には、公共の利益のために存在する検察官は多忙を極め、適切に連携をとることが困難な状況にある。そのため、被害直後から公的弁護人を付ける制度を進めることが望ましい。

### 【修文理由】

一般国民は「犯罪被害者等基本計画」の目的の中に書かれているように、“犯罪被害者は特別に公的に守られ、尊重され・・・中略・・・十分な支援が受けられることで容易に被害から回復できているという誤解もある・・・後略”と書かれていることから分かるように、被害者には法律の専門家が支援を行っていると思われる。ゆえに、犯罪被害者に公的弁護人が付くのが当然と考えている。また、被害者支援センター活動の一環として、医療関係者・教育関係者・自治体関係者等に対する研修に出向くことが多いが、そこでも、被害者に弁護士が付かないことに対する現状制度を知り、一様に驚く。これらのことから、犯罪被害者に対する公的弁護士制度の必要性を理解しない国民はほとんどいないと考える。